

①安全な避難行動のための取組

項目	気象台	岩手県	二戸市	八幡平市	葛巻町	軽米町	九戸村	一戸町	課題
避難場所・避難経路	-	・洪水浸水想定区域図を作成するなど、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。	・防災マップを全世帯に配布し、市のホームページにも掲載している。 ・出前講座を通じ、防災マップの活用等について周知を図ると共に、自主防災組織の組織化等を図っている。	・防災マップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・馬淵川・米代川流域の避難場所は、13カ所指定している。避難経路については、水害の規模によって同一とならないことから指定はしていないが、防災講座等を通して各世帯が決めておくよう指導している。	・現在ハザードマップの作成を進めている。その中で老人ホームの防災マップ作成に活用をした。 ・地域担当職員を通じ自主防災隊への伝達・周知を行っている。	・防災マップを全戸配布し、町のホームページに掲載している。	・現在ハザードマップの作成を進めている。	・防災マップを平成29年度に町内全世帯に配付し、町のホームページに掲載する予定である。	【課題2】 ・大規模な洪水に対応した避難場所や避難経路の見直しが必要である。また、避難場所や避難経路について、住民への周知が十分でないおそれがある。 【課題3】 ・水防法の改正を踏まえて、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定を進める必要がある。
避難誘導体制	-	-	・消防団、自主防災組織及び防災士等と協力して、避難誘導等を行っている。 ・年1回の市が主催する防災訓練の中で避難誘導等の訓練を行うほか、自主防災組織に対して、避難訓練等の活動に対し支援を行っている。	・市、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。 ・基本的には、各地区の水防団(消防団)が誘導にあたる。	・自主避難が困難な場合は、消防団員等を配置して避難誘導を行っている。 ・自主防災隊と地元消防団と合同で誘導を行っている。 ・有事の際の防災本部指示を担当職員を通じて伝達している。	・担当班の職員、消防団が各分団の区域の誘導を行っている。	・避難誘導は村と消防団が迅速且つ安全に行っている。 ・避難所の開設は、行政連絡員の協力を得て行っている。	・消防団や消防団OB、自主防災組織等が協力して各分団区域の誘導を行っている。	【課題2】 ・住民が的確かつ迅速に避難できるように誘導標識の整備が必要である。 【課題4】 ・避難誘導にあたる消防団員等の確保が難しい。
避難勧告等の発令基準	・市町村の避難勧告等の発令に資するため、各市町村とホットラインを構築して助言等を行っている。	・水位周知河川において県と市町村でホットラインを構築しており、水位が避難判断水位を超過するおそれがある場合に、河川管理者から市町村に電話連絡している。 ・岩手県風水害対策支援チームを設置し、市町村の避難勧告等発令を支援している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 ・気象庁の気象情報や国交省の防災情報、状況によっては市職員及び水防団の現地確認情報を基に、市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に照らして発令する。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	【課題5】 ・避難勧告の意味が住民に理解されていないおそれがある。 【課題6】 ・深夜や早期における避難勧告発令のタイミングの見極めが難しい。
住民等への情報伝達の体制や方法	・現象ごとに警戒期間や注意期間等を付加した気象警報等を発表し、ホームページ等で周知している。	・「岩手県河川情報システム」により雨量や水位の情報を提供している。 ・岩手県地域防災サポーターを派遣し、住民の防災意識向上に向けた取組を行っている。 ・県の広報誌等による災害時にとるべき避難行動の周知を行っている。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・ホームページ ・アラート ・コミュニティFM ・消防団 ・エリアメール ・いわてモバイルメール	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・ホームページ ・いわてモバイルメール ・アラート	下記的手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・防災行政無線 ・CATV ・消防団 ・防災ラジオ ・地域担当職員による伝達 ・POTeka	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・防災行政無線 ・告知端末 ・消防団	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・消防団	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・消防団 ・電話 ・SNS ・いわてモバイルメール ・水位監視カメラ	【課題7】 ・水位や雨量に係る情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。 ・暴風時など騒音にかき消され防災無線や広報車の放送が届きにくく、住民に情報が届かないおそれがある。 ・数値情報や文字情報では洪水の状況が住民に伝わらず避難行動につながらないおそれがある。
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	-	・平成29年度に内閣府等取りまとめた「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」等を活用し、県関係部局が連携しながら、避難計画の作成を促進する。	・現状では特になし。	・災害の危険区域にある施設については、避難計画の作成及び避難訓練の実施を促している。	・非難確保計画の策定が義務付けられた施設について、関係部局において施設への支援体制に係る役割分担等を整理しているところである。	・浸水想定区域の施設について避難計画が作成され避難訓練を実施している。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設について、関係部局において施設への支援体制に係る役割分担等を整理しているところである。	・該当する全施設において、避難訓練は実施する。	【課題8】 ・要配慮者利用施設が円滑に避難確保計画を策定できるよう、行政の支援体制の確立が必要である。
浸水実績等の周知	-	・今後、大規模な水害が発生した際には浸水実績等をホームページ等で周知を図る。	・各戸配布並びにホームページで公開している防災マップにより、浸水危険箇所等の標記を行っている。	・平成28年度に平成25年9月の大雨による浸水範囲、洪水情報や水害等対策を掲載した防災マップを全戸に配布し、洪水等危険個所の周知を図っている。	・現在ハザードマップを作成中であり、過去の災害のデータも取り入れる予定である。	・平成28年に防災マップを作成し過去の実績をもとに洪水が予想される区域について住民に周知を行っている。	・現在ハザードマップを作成中である。	・現在ハザードマップを作成中である。	【課題2】 ・大規模な洪水に対応した避難場所や避難経路の見直しが必要である。また、避難場所や避難経路について、住民への周知が十分でないおそれがある。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②地域防災力を維持・継続・強化するための取組

項目	気象台	岩手県	二戸市	八幡平市	葛巻町	軽米町	九戸村	一戸町	課題
住民に対する水防災意識の強化に向けた取組	・市町村等が主催する講演会や研修会等に講師を派遣し、気象防災等に係る講義を行っている。	・水位周知河川や洪水浸水想定区域の制度の周知や、いわてモバイルメールの登録促進を図るため、PRチラシを作成し、各種会議等で配布している。	・市の実施する防災訓練の中で、水防に関する内容も行い住民の意識の醸成を図っている。 ・各戸配布並びにホームページで公開している防災マップにより、浸水危険箇所等の標記並びに水防に関する情報も掲載している。	・防災出前講座の機会に、水防に係る内容の説明も実施している。また、平成28年末に洪水情報や水害等対策を掲載した防災マップを全戸に配布し、防災意識の向上を図っている。 ・市防災訓練において、住民が参加する大雨洪水等の水防に関連する訓練項目を設定して、実施している。	・水害等危険箇所の把握及び防災上の問題点等の意見を聴取して、今後の水害対応や水防計画等の参考としている。 ・地元消防団による水防訓練による意識向上を図っている。	・ホームページでハザードマップを公開し防災意識の向上を図っている。	・水害危険箇所の把握、防災上問題点等ないか集約し、今後の水害対応、防災計画等の参考としている。また、防砂マップを活用し防災意識の向上を図っている。	・現在防災マップを作成中であり、完成後には各世帯に配布と、ホームページ等への掲載等により、住民の防災意識向上を図ることとしている。	【課題9】 ・近年大きな被害が無い地域は、水害に対する防災意識が低下している。
水防訓練の充実	-	・水防演習を実施。(葛巻町は単独、八幡平市は盛岡広域で合同開催)	・市の防災訓練等で、土嚢積み等のメニューを実施している。	・市防災訓練及び北上川上流盛岡地区合同水防訓練において訓練を行っている。	・年に1回、馬淵川の水災害を想定した訓練を実施している。	・幹部団員訓練の際に水害等を想定した図上訓練を実施している。	・水防に特化してはいないが、防災訓練を実施している。	・自主防災組織による防災訓練を実施している。	【課題9】 ・近年大きな被害が無い地域は、水害に対する防災意識が低下している。 【課題11】 ・水防団員に欠員が生じている地区もあり、水防活動に制約が発生している。
学校教育現場に対する水防災意識の強化に向けた取組	・岩手県教育委員会の学校防災アドバイザー派遣事業に参画し、小中高の児童・生徒や教職員に対し気象災害や防災気象情報等に関する出前講座を行っている。	・平成26年度に大雨・洪水をテーマとした防災教育教材を岩手大と連携して作成するとともに、本教材が学校現場で効果的に活用されるよう、県教育委員会との共催により、防災教育教材活用研修会を開催している。	・防災授業を実施する際に、担当及び防災士による訓練や授業を行っている。	・学校教育及び防災訓練への参加を通して水防災意識の醸成を図っている。	・防災授業の実施を、各小中学校に促している。	・現状では特になし。	・現状では特になし。	・防災マップを小中学校の教材として提供する予定である。	【課題10】 ・小中学生に対して、水防災に係る重要性を教育する機会や、防災訓練を実施する機会が少ない。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	気象台	岩手県	二戸市	八幡平市	葛巻町	軽米町	九戸村	一戸町	課題
水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	-	-	・活動の広報のほか、消防団協力事業所の指定等により確保対策を進めている。	・市防災訓練の項目に水防に係る訓練を盛り込むとともに消防団確保の広報を行っている。(消防団員が水防団員となっている。)	・消防団が水防団を兼ねているほか、広報等を利用し消防団員の確保に努めている。	・団員の加入について既加入団員を通じて勧誘活動を行っている。	・団員の加入について既加入団員を通じて勧誘活動を行っている。	・降水期に町広報等にて注意喚起を行っている。 ・団員の加入について既加入団員を通じて勧誘活動を行っている。	【課題11】 ・高齢化により水防団員の確保が難しい。 ・水防団員に欠員が生じている地区もあり、水防活動に制約が発生している。
水防団への河川水位等に関する情報提供	・各市町村防災部局や消防団等に対し、防災気象情報の伝達に係る補助的な経路として、迅速に当該情報が入手できるように防災情報提供システムのユーザーIDを付与している。	・水位周知河川において河川の水位が基準水位に到達した場合に、FAX等により市町村やマスコミ等に水位到達情報の通知している。	・災害警戒本部から消防団へ警戒依頼等情報提供を行う。	・水防上必要な気象予報、河川の水位の情報は、市水防計画に基づいて、災害警戒(対策)本部から直接消防団幹部へ連絡している。 ・水防団員に、市メール(消防団員用)に登録してもらい、メール配信により情報提供するとともに、状況により水防団幹部へ直接連絡している。	・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。 ・防災メールを通じた伝達 ・POTEKAの活用	・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。	・災害対策本部から消防団ならびに関係機関へ連絡する。	・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。 ・河川の水位情報については、消防分署、本庁、各支所で随時確認し、防災担当から消防団へ伝達している。 ・災害警戒本部から消防団に対し、防災メールや電話等により情報を提供している。	【課題12】 ・水防団全員に必要な情報が伝達されないことがある。
水防訓練の充実【再掲】	-	・水防演習を実施。(葛巻町は単独、八幡平市は盛岡広域で合同開催)	・市の防災訓練等で、土嚢積み等のメニューを実施している。	・市防災訓練及び北上川上流盛岡地区合同水防訓練において訓練を行っている。	・年に1回、馬淵川の水災害を想定した訓練を実施している。	・幹部団員訓練の際に水害等を想定した図上訓練を実施している。	・水防に特化してはしていないが、防災訓練を実施している。	・自主防災組織による防災訓練を実施している。	【課題9】 ・近年大きな被害が無い地域は、水害に対する防災意識が低下している。 【課題11】 ・水防団員に欠員が生じている地区もあり、水防活動に制約が発生している。
河川の巡視区間	-	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。	・河川の増水時には、担当課及び消防団により巡視ならびに確認を行っている。	・市水防計画に定められた、各水防団の受持ち区間(水防警戒受持ち区間図)があり、出動指令を受けて巡視を実施。また、消防署による巡視を行い水位等の監視を行っている。	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。 ・河川担当課や消防団による巡視を行っている。 ・行政から地元土木協議会に対して協定による巡視を依頼している。	河川の増水時には、担当班の職員及び消防団で水防箇所の確認を行っている。	・消防団による管轄区域の巡視ならびに村職員による巡回を行っている。	・河川の増水時には、土木担当課、分署、消防団で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている。	【課題13】 ・夜間の巡視などは危険があるため、安全に水位を確認できる体制が必要である。
水防資機材の整備状況	-	・水防倉庫にスコップ、のこぎり、かま、土のう、丸太、木杭、ビニールシート、ロープなどの水防資機材を備蓄している。	・水防倉庫に土のう、A型バリエード、スコップ、つるはし、おの、発電機、投光器、チェンソーなどの水防資機材を備蓄している。	・各消防団分団を単位とし、防災資機材(救命胴衣を含む。)を配備するとともに、出水期には、土のう及び砂の調達をしておこなっている。 ・東西北地域に大型土のうの配置している。	・水防倉庫に大型土のう袋、土のう袋、鉄線、杭木、鉄製クイ、ビニールシート、スコップ、一輪車などの水防資機材を備蓄している。 ・必要資材を適宜、備蓄・配備している。	・水防倉庫に土のう袋、スコップ、ブルーシート、投光機などの水防資機材を備蓄している。	・水防倉庫に土のう、ビニールシート、スコップ、つるはし、おの、発電機、投光器、チェンソーなどの水防資機材を備蓄している。	【課題14】 ・大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれがあり、また、資材の使用頻度が少ないため、経年劣化の懸念がある。	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	-	・岩手県災害時業務継続計画(本庁舎版)において、県庁舎の使用が不可能となった場合の災害対策本部機能を「盛岡地区合同庁舎」、「エスポワールいわて」、「アイーナ」のいずれかに設置することとしている。	・業務継続計画の策定等マニュアルの作成を行う。	・市内に水害が発生した場合、本庁舎に災害対策本部を設置し、安代総合支所との情報共有を図る。	・庁舎等の重要な拠点施設が被災したときの対策について検討を進める。	・庁舎が被災した場合の代替施設について検討を進める。	・庁舎等の重要な拠点施設が被災したときの対策について検討を進める。	・庁舎等が被災した場合の代替施設について検討を進める。 ・自家発電装置等の耐水化・設置位置の見直しを図る。	【課題15】 ・庁舎が被災した場合の代替施設において非常用電源等が整備されていない。
排水施設、排水資機材の操作・運用	-	・水門等の施設の操作について市町村と管理協定や委託契約を締結している。	・水害時の排水資機材の操作や運用は、地元建設業者に依頼する予定である。	・現状では特になし。	・水門等の巡回や操作を実施している。	・現状では特になし。	・現状では特になし。	・現状では特になし。	【課題15】 ・大規模水害時には排水施設等の機能の低下、停止する懸念がある。